

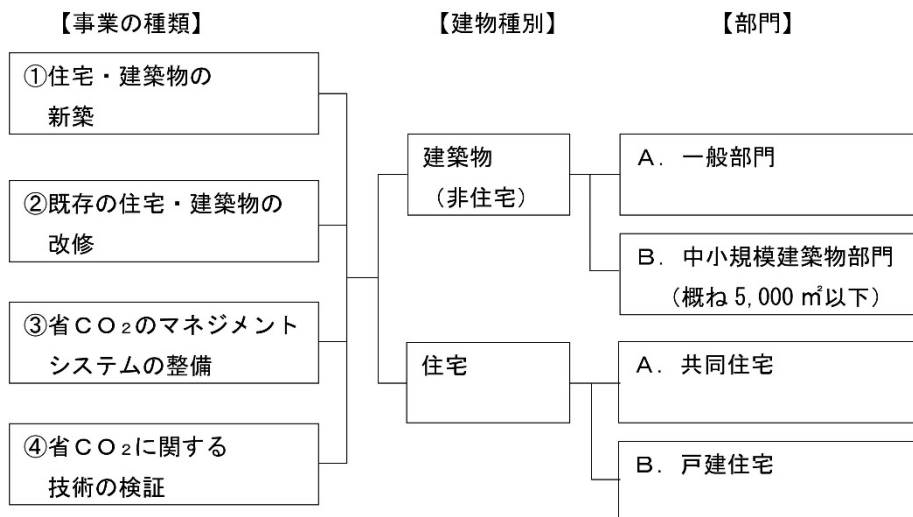
平成 28 年度（第 2 回）サステナブル建築物等先導事業

〈省 CO2 先導型〉

【サステナブル建築物等先導事業】

サステナブル性のいう共通価値観を有する省エネ・省 CO2 や木造・木質化による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物のリーディングプロジェクトに対して国が予算の範囲内で支援する。サステナブル建築物等先導事業の省 CO2 先導型では、省 CO2 の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築を公募し、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助し、支援する。

〈事業の種類〉



※①～④のいずれか、または組合せによる事業を対象

※中小規模建築物部門は新築を主とする事業を対象。

- 【例】 学 校 : ③ → 建築物 → A or B
ホ テ ル : ③ → 建築物 → A or B
福祉施設 : ③ → 建築物 → A or B
温浴施設 : ③ → 建築物 → A or B

〈補助額〉

建設工事等に係る補助額・・・・・・・・①～④の費用の合計の1/2

（補助金の額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき予算の範囲内で応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定）

〈事業の要件〉

- ・ 新築、既存改修に関するプロジェクトについては、以下の省エネルギー性能を満たし、省エネルギー性能の表示を行うものであること。
- ・ 住宅・建築物プロジェクト総体として省 CO2 を実現し、先導性に優れているプロジェクトであること。
- ・ 平成 28 年度に事業着手するもの。

※太陽光発電システムについては、原則として補助対象になりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助対象となる場合もあります。